

平成28年3月定例会 付議案件一覧（追加）
（3月23日追加提案分）

平成28年3月23日現在

議案案件 4件（単行＝1件、議員提出議案2件、委員会提出議案1件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 単行議案 1件

			ページ
1	議案第92号	都城市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	※

○ 議員提出議案 2件

			ページ
2	議案第2号	寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書案	2
3	議案第3号	奨学金制度の充実を求める意見書案	5

○ 委員会提出議案 1件

			ページ
4	議案第1号	新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議案	8

議員提出議案 第2号

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
厚生労働大臣	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月23日提出

提出者	都城市議会議員	筒井紀夫
賛成者	〃	江内谷満義
賛成者	〃	森りえ
賛成者	〃	下山隆史
賛成者	〃	中田悟
賛成者	〃	蔵屋保
賛成者	〃	西川洋史
賛成者	〃	榆田勉
賛成者	〃	佐藤紀子
賛成者	〃	神脇清照
賛成者	〃	児玉優一

都城市議会議長 荒神稔様

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書

寡婦控除は、配偶者と死別又は離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度です。

この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されますが、様々な事情により、当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には適用されません。

寡婦控除が適用されない合計所得金額が 500 万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別又は離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が 35 万円高くなるため、その分所得税が高くなります。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大しています。

日本弁護士連合会は、この件について未婚の母親たちから人権救済の申し立てを受け、合理的な理由のない差別であり憲法違反だとして、国と母子が居住する自治体に対して経済的苦境を救済するよう要望書を出しています。

非正規雇用者が増える中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において、婚姻歴の有無により寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る観点からも、早急に改善すべきです。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下での平等を定めた憲法に違反するとして最高裁判所大法廷の判断を受け、2013 年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になりました。税制の分野についても法改正が必要です。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、下記事項について強く要請します。

記

- 1 寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 23 日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第3号

奨学金制度の充実を求める意見書案

提出先 { 衆議院議長 参議院議長
文部科学大臣 }

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月23日提出

提出者	都城市議会議員	福島	勝郎
賛成者	〃	黒木	優一
賛成者	〃	有田	辰二
賛成者	〃	音堅	良一
賛成者	〃	竹之下	一美
賛成者	〃	中田	悟
賛成者	〃	西川	洋史
賛成者	〃	榆田	勉
賛成者	〃	三角	光洋
賛成者	〃	永山	透
賛成者	〃	児玉	優一

都城市議会議長 荒神 稔 様

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付きの第二種奨学金があります。平成24年度の貸付実績は、第一種奨学金が約40万2千人、第二種奨学金が約91万7千人となっています。

しかしながら、近年、第一奨学金、第二奨学金とも、貸与者及び貸与額が増加するなか、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年末での返済滞納者数は約33万4千人、その滞納額は過去最高の約925億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返済期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年からは無利息の第一種奨学金の中に「所得連動返還無利子奨学金制度」を導入しています。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施しています。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常の返還猶予期間の上限が10年であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されています。

よって、政府におかれては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設するとともに、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を促進すること。
- 2 収入が一定額を超えるまでは、返済期限が猶予される所得連動型の奨学金制度を着実に実施すること。
- 3 授業料減免の制度を拡充させるとともに無利息の奨学金制度をより一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月23日

宮崎県都城市議会

委員会提出議案第1号

新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議案

上記の議案を、次のとおり都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

本委員会の調査に要する経費は、平成28年度においては、490万円以内とする。

平成28年3月23日

提出者 新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別
委員会委員長 黒木 優 一

都城市議会議長 荒 神 稔 様

（提案理由）

平成26年6月に本委員会が設置されて以降、新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件発生の背景・要因等を解明し、再発防止に向けた市当局への指摘・提言のため、記録の分析や証人尋問等を実施してきたが、証人間の証言の食い違い等の確認のため、さらに調査を継続する必要がある。

については、平成28年度の調査に要する経費の決議を求めるものである。